生産者の皆さんへ

農薬使用前に、農薬ラベルの登録内容を指差しながら、声に出して読み上げ確認!

【確認内容】

適用作物、適用病害虫、希釈倍率、使用量、使用方法(散布・株元灌注など)、 使用時期(収穫前日数)、成分の総使用回数、注意事項

- ※ラベルの確認は、できれば複数人で行いましょう。
- ※使用状況は正確に記帳しましょう。

次のような農薬を使用する場合は特に注意が必要です。

●剤型によって使用したい作物に登録がないものがあります。

同じ成分であっても、剤型(乳剤や粒剤など)が異なると、使用できません。

(例) ○○○乳 剤 登録あり → 使用可能

○○○細粒剤 登録なし → 使用不可

②使用方法を誤ると残留基準を超過する恐れがあります。

必ず登録内容どおりの方法(散布や株元灌注等)で処理するとともに、「使用 上の注意事項」も守りましょう。

たとえば、株元灌注処理を指定されている薬剤は、処理時に薬液が葉に付着してしまうと、残留基準を超過する恐れがあります。

【にらの例】

- ○(正しい使用方法): 刈取り直後で、にらに薬液が付かないよう株元灌注
- × (注意したい使用方法): にらが伸び出してからの株元灌注 (茎葉に薬液が付いてしまう可能性がある)

「株元灌注」で登録がある農薬の注意事項の記載例

「にらに使用する場合は、前作のにらを地際から刈取りした後、できるだけ速やかに株元灌注し、希釈液が直接茎葉にかからないように注意すること。」

※使用方法が異なる薬剤を同時処理してはいけません。たとえば、株元灌注処理の薬剤を、散布処理の薬剤と混合して処理してしまうと、不適正な農薬の使用になり、残留基準を超過する恐れがあります。

栃木県農政部・JAグループ栃木安全・安心対策本部